

三田市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和4年1月20日（木曜日）午後2時00分 ～ 午後3時15分
開催場所	三田市まちづくり協働センター 6階 多目的ホール3
委員	公益代表委員 宗前会長、大澤委員、丸山委員、福田委員 被保険者代表委員 松下委員、山見委員、山本委員、石田委員 保険医・薬剤師代表委員 木村委員、前橋委員（欠席）、尾崎委員、平野委員（欠席）
事務局	（福祉共生部）入江部長（健康推進室）喜多室長 （国保医療課）藤田課長、稲田係長、坂口係長、樋口事務職員
傍聴人	1名

会議次第

事務局	<p>入江部長挨拶</p> <p>（喜多室長より） 配布資料の確認 出席委員数の報告（10名出席、会議は成立） 議事録署名人の選任（福田委員、山見委員を選任） 傍聴人の報告（1名）</p>
事務局	これより、会議の進行を宗前会長にお願いします。
会長	<p>12月27日に諮問のありました「三田市国民健康保険税率の改定」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>（藤田課長より、「国民健康保険税率の検討」について説明）</p>
会長	<p>事務局より3つの案が提示されました。案1は基金を取りくずさない案。案2は前回の議論に沿い県標準税率と三田市の税率との差に対して、令和9年度までの6年分の1ずつ詰めていくが、基金取り崩し額としては一番大きく設定する案。案3では、来年はもう少し詰め幅を広げ6分の2としつつ、基金取り崩し額としては案1、2の折衷であるといった3つの案でした。ただいまの説明を受け、ご意見を伺いたい。</p>
大澤委員	<p>令和3年度決算見込における基金の取り崩し状況を伺いたい。また、案2の6年分の1であれば理解も説明も容易であると考える一方で、6年分の2とする案については、その根拠がわかりにくい。県の激変緩和措置やインセンティブ制度等また市の財政調整基金の残高をある程度想定されたうえで出た案なのか、経緯を説明して欲しい。</p>
事務局	<p>（事務局より説明） 県が財政主体となる以前の国通知において、健全な国保運営に必要な基金保有額の目安として、給付費総額のおよそ5.0%以上といった率が示されています。本市では3億5千万円程度以上の基金を今後も保有していくことが一つの目安となります。これを踏まえ、保険料水準統一化に向けた6年間では、急激な税率引き上げを少しでも解消するために基金を投入しながらの段階的な引き上げを行っていく計画です。投入の仕方としては現在約6億4千万円保有する基金のうち計3億円程度、各年約5千万円ずつを取り崩していくことが目安となります。</p>

	<p>一方で、令和4年に向けた県の納付金は想定よりも低く抑えられていること、今後、インセンティブ制度の見直しにより約1億円程度の交付金減等を想定するなかで、事務局案の案3で進めた場合は、約2千万円程度の基金取り崩しとなり、現状を総合的に考えた場合、合理的であると判断したものです。</p> <p>(事務局より説明) 今年度の決算見込みについては、保険給付費が増大している状況にあります。予算額としては70億円を切るぐらいの額であったものが、今年度11月末までの実績値で10.8%増加しており、約7億円の不足を見込み、3月に補正対応を予定しています。この費用は県より全額が普通交付金にて充当されるため、市の独自財源からの補填はありません。</p>
大澤委員	<p>基金の取り崩し見込についてはどうですか。ここ数年、決算としてはうまく基金を取り崩さずに済んできたように思いますが、今回は取り崩す可能性があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局より説明) これまでの繰越金の残が約8,800万円あります。この約8,800万円を使い切ったうえで、基金の取り崩しがどうなるかといったこととなります。現状における今年度の決算の見込として基金の取り崩しがどうなるかは、まだ読めない状況にあります。</p>
大澤委員	<p>決算見込みが未確定ということは分かりました。前回提案の引き上げ幅を6年分の1とした提案は分かり易く、説明も非常にし易いものだと思っていた。 しかし今回、令和4年だけ6年分の2として引き上げをしても、その後はどうなるのでしょうか。 前回、仮算定時の提案では、6年分の1の引き上げで基金投入額は約2,100万円だったのに対し、今回の本算定試算では6年分の1の引き上げで基金投入額は約4,400万円となった。一方、6年分の2の引き上げとした場合では基金投入が約2,000万円となり、前回の6年分の1の引き上げ案における基金投入額に近い。 今回の提案が基金投入額を一つの基準として提案をされているのであれば、約3億は使えたとされる基金の現残高や取り崩し見込みを確認しておきたく質問をしました。</p>
事務局	<p>(事務局より説明) 今年度の県の納付金算定額は予想よりも低い状況でした。先ほどご説明したような理由から来年度以降はさらなる急激な上昇が予測されます。このような今後の納付金の上昇を見据えると、近隣市に比しても低く設定されている本市の所得割部分については、今の間に少し多めに引き上げる必要があると考え6年分の2としたものです。なお、全てを6年分の2とし引き上げたわけではなく、低所得の方については、均等割・平等割への影響が大きいため、このあたりは6年分の1に抑えた算出としています。</p>
会長	<p>不確定要素として2点あると思うが、確認をしたい。 一つは令和9年度に県が示す予定の標準税率自体が現在示されているものよりも上がってくる可能性があること。このため、6年分の1ずつ引き上げを行っていったとしても、令和9年度に蓋を開けるとゴールは全然違うところにあったという可能性があるということですか。 2つ目は、今年の決算見込みで療養給付費が非常に上がってきている状況の説明があった。こうした「給付費の増」によっても、来年度以降の納付金への跳ね返りが見込まれると考えてよいのでしょうか。</p>

事務局	(事務局より説明) 一つ目は、会長がおっしゃるとおりであり、最終的には6年分の1ずつの引き上げでは追いつかないだろうとの予測のもとで、提案させていただきました。
会長	ということは、ゴール値がさらに引き上げられる可能性があるからこそ、できるだけ早めに追いついていこうという意味の提案でよいのでしょうか。
事務局	(事務局より説明) そのとおりです。
	(事務局より説明) 2点目の療養給付費については、先程説明したとおり、療養給付費が伸びたとしても県から普通交付金で賄われるため、市財政には影響がありません。 ただ、納付金のインセンティブとして、三田市は「医療費水準が低い市」という扱いを受け、本来の納付金から1億2700万円の控除を受けている状況にあります。療養給付費が増え、医療費水準の上昇につながってきた場合、インセンティブが減額された結果、県への納付金が増大する可能性は否めません。
会長	インセンティブ制度自体がどうなるかわからないのではないのか？
事務局	(事務局より説明) 統一化されるまでの令和9年度までは継続されると聞いています。
会長	インセンティブの額そのものが小さくなるという可能性があり、あまりそこをあてにしない方がよいということですか。
事務局	(事務局より説明) そのとおりです。
会長	では、今後の基金の取り崩しとしては、そういった予測し得ないインセンティブ等交付金の減少分などにも充てていくといった考えでよいのでしょうか。
事務局	(事務局より説明) そのとおりです。
大澤委員	認識を確認したい。ゴールとなる税率が毎年のように変わる可変的なものなのであれば、令和4年度は、6年先を見据えるので6年分の1引き上げと考えるが、次に、令和5年度からは、5年先を見据えるので、5年分の1、その先は4年分の1、3年分の1といった幅での改正を予定すると考えたらよいのでしょうか。
会長	上げ幅を固定し、毎年同程度の率を上げるといった考えなのか、それとも毎年、残年数分の1としていく考えなのか。
事務局	(事務局より説明) 6年分の1、5年分の1となっていきます。納付金額が少ない今年度に6年分の2の改定を提案したのは、負担増を先送りしたくないという考えに基づきます。
大澤委員	令和9年度には目標に確実に到達する計画を立てるべきだと考えます。

会長	<p>上げ幅を固定せずに6年分の1、5年分の1として改定していった場合、県の納付金算定額が仮に来年度急上昇した場合、市の税率引き上げ幅も上がるということでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局) そのとおりです。</p>
会長	<p>そうなると市民からすると、上がり幅が一定ではないため、来年急激に上がるといったことも想定される。そうしたことへの配慮もあり、案3は今年については所得割の引き上げをある程度追いつかせておくといった考えでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局) そのとおりです。率だけで見ても実際どの程度かわかりにくい部分があり、モデルケースを活用して負担の増を抑えたうえで考えた案ということになります。</p>
会長	<p>案1は難しい印象を受けます。案2か案3かといったところになるだろう。</p>
松下委員	<p>基本的な質問をしたい。一つは、広域化、保険料統一化に向けた動きの中であるが、市における健康保険の財政(特別会計)は続くのか。県の財政と市の財政の2重の構造が続くと考えてよいか。これはすべて県の責任ではないのか。</p>
事務局	<p>(事務局より説明) 市町ごとに減免基準など国保運用の差があるため、こういった差がある中で統一化を目指していかなければなりません。県下で保険料が統一化されたとしてもすべてのサービス内容が完全に統一化されることにはなかなか至らないと思われます。そうした観点からも、それぞれの市町の財源を持ち、各市町の財源の中に基金を保有させながら動いていくようにと県から示されているところであります。</p>
松下委員	<p>現状分析について、団塊世代が今後5年、後期高齢者へ移行するとあったが、国保の財政としては、後期支援分の金額が高くなってくるのはわかるが、財政としては楽になっていくのではないのか。</p>
事務局	<p>(事務局より説明) 医療費水準の高い70歳台付近の層は団塊世代であり、今後5年で後期高齢へ移行します。一方で、その下の層、今の60歳台の人たちも三田市では同数程度の層で控えているため、しばらくは国保財政としては楽にはならないと考えています。ただ、全体規模として被保険者数は減少傾向へと推移していくため、規模自体は縮小していくことを想定しています。</p> <p>補足として、後期高齢者の医療費は一人あたり100万円と言われている一方で、国保はその1/4程度と言われています。こうした観点から、人口比率的にも多数で、かつ医療費の高い年齢層が国保から後期へ移行すると、国保としては松下委員の言われるように医療費の水準は下がることは推測できます。</p>
会長	<p>3案ある中で、事務局案はどれを推すのか再確認したい。</p>
事務局	<p>今後の急激な負担を避けるため案3としたい。</p>
大澤委員	<p>急激な負担を避けるのは当然である一方で、県の標準保険税率に確実に近づけることが大事である。そしてさらに将来の急激な支出に備えた基金の考え方と、</p>

	<p>大きくこの3つの要素で考える必要があります。</p> <p>その中で、基金については給付費の5%である3億5千万円を確保しつつ、毎年、残年数の中で使える額と基金を充てながら、令和4年は1/6、令和5年は1/5と、毎年残年数を見据えながら順当に進めていく方が私は目標に着実に到達するし、理解も得やすいのではないかと考えるがおかしいでしょうか。</p>
会長	<p>つまり大澤委員としては案2の方がよいということですか。</p>
大澤委員	<p>案2が良いと思うが、どの案にしても次年度以降も見直し額の幅を今年決めた1/6を目安にして決めるのではなく、残年数で割って毎年率を設定するようなルールを記載した方がわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>案2については、インセンティブの減額等が今後発生した際に、納付金の増額をどうやって補填していくかとなると、税率の相当な引き上げが予測されたりもすることから、事務局としてはそれらを心配しての案3なのかと思いました。一方、ロジックとしては案2の方がよく、市民に対し説明しやすいというメリットは資料に記載のとおりだと思います。</p>
事務局	<p>(事務局より説明)</p> <p>案2、案3の比較において事務局として重要視したのはモデルケースでみる一人あたりの調定額です。案2では4,400円、5,500円、5,800円といった引き上げ額となっているが、これまでの改定においては、6,000円～8,000円程度といった形で引き上げを行ってきています。</p> <p>調定額ベースで考えると、県が示す標準保険税率に対し、所得割に関しては、三田市は県下でも特に低い状況にあります。よって今回、案2に対しては、所得割を中心にもう少しの引き上げが必要と考えたものであります。</p> <p>なお、資料に記載のモデルケースは、現在の国保被保険者の80%程度を網羅するものであります。この試算額は減免制度による軽減前の金額であり、軽減後においては、おおよそこれまでの改定における引き上げ額と同等となるように見込んだ中で、案3が妥当ではないかと判断したものです。</p>
会長	<p>急激な引き上げの抑制と、上げ幅でみた時の金額が例年と変わらないということですね。それでは、採決に移ります。案1～案3までで挙手多数決とします。</p> <p>僅差ではありますが案3が多数ということで、案3にて取りまとめすることとします。</p> <p>なお、例年、当協議会では付帯決議をつけています。昨年度においては、①県下統一保険料となることを見据え、急激な増額とならないよう効率的な基金の活用を検討すること、つまり基金の出し渋り等をしないということ、②三田市民に対する給付と負担の公平性を見地から、引き続き国民健康保険税の収納率の向上に努めること。これはどんな状況であっても当然必要なことだと思います。</p> <p>こうした付帯決議を今年もつけようと思いますがどうでしょうか。記載する文言については私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。事務局と調整のうえ、こういった趣旨を反映し意見をつけさせていただくようにします。</p> <p>答申案作成後、各委員にご確認いただいたうえでご署名をいただきたい。被保険者代表として石田委員、保険医等の代表として尾崎委員にお願いしたいと思います。</p> <p>以上、事務局より何か連絡はありますか。</p>
事務局	<p>(入江部長より)</p> <p>委員の皆様におかれては真剣にご協議いただきありがとうございました。宗前会長、議事進行と答申案を取りまとめいただき、ありがとうございました。答申につきましては、後日、1月27日に宗前会長より市長に答申いただきます。</p>

その後、答申内容を受けまして保険税率を確定したうえで、3月の市議会に条例改正案として上程して参ります。作成しました答申書については、後日、皆さまに送付させていただきますのでご確認をお願いいたします。

以上を持ちまして本日の協議会での議題は、すべて終了しました。委員の皆さまありがとうございました。

(喜多室長より)

委員の皆さまにおかれましては本日、長時間にわたり、ご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年度第3回三田市国民健康保険運営協議会を終了します。委員の皆様におかれましては、保険税の改定等にかかるご審議等にご尽力いただきありがとうございました。

また、皆さまの委員の任期については、令和4年6月30日までとなっております。このメンバーでの運営協議会は最後になろうかと思われます。現在の3年間の任期についてご尽力を賜りありがとうございました。

次の委員の改選について、任期は令和4年7月1日から令和7年6月30日までとなり、被保険者代表の募集を例年4月頃から行い、その他の代表の方については6月頃個別にご依頼し進める予定です。その中で、引き続きお願いする方もおられると思います。国保運営についても激動時期を迎えるにあたり、是非、これまでの知見を発揮していただきたいと考えておりますので、その際はどうぞよろしくをお願いいたします。本日は、ありがとうございました。